

(届出概要説明資料)

## 審議案件に関する概要

平成30年 8月 9日第二部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)
届出日	平成30年 2月23日
担当部署	渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

## 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
アルファコート株式会社 代表取締役 川村 裕二	札幌市中央区南一条西7丁目1番地3

## 2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	ツルハドラッグ函館市日吉町店 函館市日吉町4丁目75番1ほか	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 札幌市東区北24条東20丁目1番21号	
(3)新設日	平成30年10月24日	
(4)店舗面積の合計	1,346㎡	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	46台
	駐輪場の収容台数	7台
	荷さばき施設の面積	52㎡
	廃棄物保管施設の容量	8㎡
(6)施設の 運営方法	開店時刻、閉店時刻	株式会社ツルハ 開店時刻 午前7時00分 閉店時刻 午後9時45分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分から午後10時00分まで
	駐車場の出入口数	出入口4箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分から午後10時00分まで

3. 審査事項

(1) 駐車場整理等への配慮	指針必要駐車台数の整備		必要駐車台数 45 台 ≦ 駐車場台数 46 台								
	従業員駐車場等の整備		来客駐車場とは別に、敷地内に従業員等駐車場及び冬季堆雪場所として 59 台分を整備								
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備		7 台（駐輪場 7 台、自動二輪 0 台）								
	来客車両等の入出庫方法		平面自走式								
	搬入車両等の誘導		共用								
	歩行者の安全対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。</li> <li>・ 出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。</li> <li>・ 繁忙時には、交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い、安全の確保を図る。</li> </ul>								
	交通整理員の配置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繁忙時には交通整理員を駐車場出入口周辺に配置し、交通安全及び違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行う。</li> </ul>								
除排雪による堆積方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。</li> <li>・ 従業員等駐車場及び冬季堆雪場所や駐車場外周部に一時堆積しますが、適時排雪を行って必要駐車台数の確保に努める。</li> </ul>									
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベル予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価					
			1	55 dB	47 dB	○					
			2	55 dB	40 dB	○					
			3	55 dB	47 dB	○					
	夜間の等価騒音レベル予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価					
			1	45 dB	38 dB	○					
			2	45 dB	26 dB	○					
			3	45 dB	29 dB	○					
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果		予測地点	音源の種類	区域の区分	敷地境界	予測地点	直近住居壁際等	評価		
			適用される規制基準値	予測結果	適用される規制基準値	予測結果					
			a1	冷凍機	第一種区域	40 dB	50 dB	a1'	40 dB	37 dB	○
			a2	排気④	第一種区域	40 dB	53 dB	a2'	40 dB	30 dB	○
	評価欄 ○：敷地境界で規制基準を満足する。 ○：直近住居壁際で規制基準を満足する。 ×：直近住居壁際で規制基準を超過する。										
	騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗社員や取引先に対して、自動車の低速度走行など環境への配慮の指導を行う。</li> </ul>								
荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。</li> </ul>									
付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設の室外機は、最新の低騒音型を設置し、騒音の軽減に配慮する。</li> </ul>									

	青少年等の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業終了後は、駐車場出入口をチェーンバリカーで閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。</li> </ul>
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冬季における駐車場等の除雪作業は、基本的に午後10時以降及び午前6時以前には行わない。</li> <li>・ 万一、騒音問題が発生した際には、迅速な対応を図る。</li> <li>・ 駐車場内にアイドリング停止や静かな駐車場利用をお願いする看板を設置して、近隣住宅に配慮するよう啓蒙する。</li> </ul>
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量6.272m <sup>3</sup> ≤ 設置容量8m <sup>3</sup>
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物等保管施設は屋内に設置し、飛散防止や美観、衛生面に配慮する。</li> </ul>
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。</li> </ul>
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の分別処理の徹底し、リサイクル率の向上に努める。</li> </ul>
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生ごみ等は、屋内の廃棄物等保管施設に密閉して保管し、悪臭の発生を防ぐ。</li> </ul>
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。</li> </ul>
(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう、調和を図るよう努める。</li> <li>・ 屋外広告物の設置に際しては、法令等を遵守する。</li> </ul>	
(5) 防災対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体等から、災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。</li> </ul>	
(6) 防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閉店後、夜間は、機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。</li> </ul>	
(7) 関係行政機関との協議状況		
	北海道警察本部交通部交通規制課	<p>1月23日、届出書案を提出し、計画概要の説明を行う。</p> <p>(協議内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来客駐車場の駐車マス16番と25番と32番部分に非優先の『止まれ』の表示をすること。</li> <li>・ 荷捌き施設擁壁部に『搬入車両注意』の表示と建物角にトラック運転手が後方確認するための『カーブミラー』の設置をすること。</li> <li>・ 店舗前の駐車マス1番から10番後ろにバリカーの設置をすること。</li> <li>・ 出入口②及び出入口③に『通学路注意』の表示と出入口④に『止まれ』の表示をすること。</li> </ul> <p>(対応方針)</p> <p>指導に従う。</p>
	北海道函館方面本部 函館中央警察署交通第一課	<p>1月15日、届出書案を提出し、計画概要の説明を行う。</p> <p>(協議内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口②と出入口③は『左折入庫、左折出庫』の案内をすること。</li> </ul>

<p>(続き) 北海道函館方面本部 函館中央警察署交通第一課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業終了後、蝟集行為が発生しないよう管理すること。</li> </ul> <p>(対応方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口②と出入口③は『左折入庫・左折出庫』を案内する。</li> <li>・ 駐車場外周部は、チェーンバリカー等を設置し、営業終了後は出入口を閉鎖する。</li> </ul>
<p>函館市経済部商業振興課</p>	<p>1月15日、届出書案を提出し、計画概要の説明を行う。</p> <p>(協議内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係各課に説明すること。</li> </ul> <p>(対応方針)</p> <p>関係各課に説明する。</p>
<p>函館市都市建設部都市計画課</p>	<p>1月15日、届出書案を提出し、計画概要の説明を行う。</p> <p>(協議内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場着工前あるいは立地法意見聴取前に設置計画書を提出すること。</li> </ul> <p>(対応方針)</p> <p>立地法届出後、遅滞なく駐車場設置計画書を提出する。</p>
<p>函館市環境部環境推進課</p>	<p>1月16日、届出書案を提出し、計画概要の説明を行う。</p> <p>(協議内容)</p> <p>特になし。</p>
<p>函館市教育委員会 学校教育部保健給食課</p>	<p>1月16日、届出書案を提出し、計画概要の説明を行う。</p> <p>(協議内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣小中学校に工事車両経路や工事時期の提供等を行い、工事期間の安全対策を図ること。</li> </ul> <p>(対応方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北日吉小学校、日吉が丘小学校、北中学校に情報を提供する。</li> <li>・ 工事車両の経路設定や誘導員配置など適切な安全対策を図る。</li> </ul>
<p>函館市市民部くらし安心課</p>	<p>1月16日、届出書案を提出し、計画概要の説明を行う。</p> <p>(協議内容)</p> <p>特になし。</p>
<p>函館市市民部交通安全課</p>	<p>1月16日、届出書案を提出し、計画概要の説明を行う。</p> <p>(協議内容)</p> <p>特になし。</p>
<p>函館市立北日吉小学校</p>	<p>1月16日、計画概要の説明を行う。</p> <p>(協議内容)</p> <p>工事着手前に改めて工事期間や工事車両経路等の情報提供を行う。</p>
<p>函館市立日吉が丘小学校</p>	<p>1月16日、計画概要の説明を行う。</p> <p>(協議内容)</p> <p>工事着手前に改めて工事期間や工事車両経路等の情報提供を行う。</p>
<p>函館市立北中学校</p>	<p>1月16日、計画概要の説明を行う。</p> <p>(協議内容)</p> <p>工事着手前に改めて工事期間や工事車両経路等の情報提供を行う。</p>
<p>函館市環境部環境対策課</p>	<p>1月19日、届出書案一式を提出し、計画概要の説明を行う。</p> <p>(協議内容)</p> <p>店舗裏側の老人福祉施設への到達騒音予測値は規制</p>

<p>(続き) 函館市環境部環境対策課</p>	<p>基準値に対して余裕が少ないので、問題が発生しないよう配慮すること。 (対応方針) 万一、騒音問題が発生した場合は、騒音対策など迅速に適切な対応を図る。</p>
<p>函館市土木部管理課</p>	<p>1月15日、届出書案を提出し、計画概要の説明を行う。 (協議内容) 特になし。</p> <p>1月31日、計画概要の協議を行う。 (協議内容) ・ 函館市から、出入口③の計画場所直近に函館バスのバス停が既に施工されており、出入口③を東側に10mほど移動してはどうかと協議があった。 (対応方針) 出入口③をバス停予定場所から、東側に10m以上ずらして計画する。</p>
<p>函館バス株式会社バス事業部管理課</p>	<p>1月31日、配置図を掲示し、計画概要の説明を行う。 (協議内容) ・ バス停は既に出入口③の直近の予定場所に施工済であるが、支障が生じない程度であればバス停の異動は可能であるとの話しがあった。 (対応方針) バス停は移動せず、出入口③をバス停予定場所から東側に10m以上ずらして計画する。</p>

#### 4. 市町村、住民等の意見

<p>(1) 市町村の意見</p>	<p>なし</p>
<p>(2) 住民等の意見</p>	<p>なし</p>

#### 5. 道（渡島総合振興局連絡調整会議）の意見

<p><b>【環境生活課意見】</b> 北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、特定駐車場（駐車場面積が500㎡以上）の設置者は、利用者に対し、アイドリングストップを行うよう、その旨を表示した看板等の設置が必要です。</p>
---